

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○保安林の指定予定の通知（2件）（治山林道課）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（「」）	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（2件）（「」）	1
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請（県民生活・男女共同参画課）	(12・18掲示) 2
正 誤	
○正誤（平24・7・6付け 告示ほか）	3

告 示

高知県告示第792号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
長岡郡大豊町西峰字トモキウ4147の2（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第793号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町古城字立目山1301
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第794号

平成24年12月高知県告示第724号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を安芸市役所及び安田町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成24年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
高知市愛宕町三丁目16番28号 コーポ西本603
イ 氏名
有光 章雄
 - 登記簿記載の住所
徳島市南前川町三丁目6番地
イ 氏名
有光 章雄
 - 登記簿記載の住所
安芸郡安田町安田1882番地
イ 氏名

- 横田 耕作
(4)ア 登記簿記載の住所
安芸郡安田町日々入2番屋敷
イ 氏名
横田 勝太郎
 - (5)ア 登記簿記載の住所
安芸郡安田町内京坊33番屋敷
イ 氏名
小松 長太郎
 - (6)ア 登記簿記載の住所
安芸郡安田町船倉106番地2
イ 氏名
小松 金弥
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成9年12月農林水産省告示第1757号
 - 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第795号

平成24年10月農林水産省告示第2358号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成24年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
土佐市高岡町甲2131番地
イ 氏名
朝比 勝秀
 - 登記簿記載の住所
安芸郡馬路村馬路430番地
イ 氏名
山下 直
 - 登記簿記載の住所
安芸郡馬路村馬路1537番地15
イ 氏名
百田 恵喜治
- 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。
 平成10年12月農林水産省告示第1817号
 (2) 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第796号
 平成24年10月農林水産省告示第2358号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十市役所及び仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
 平成24年12月28日
 高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者
 (1)ア 登記簿記載の住所
 吾川郡吾川村橘谷12番屋敷
 イ 氏名
 藤原 福馬
 (2)ア 登記簿記載の住所
 吾川郡大崎村橘谷89番地
 イ 氏名
 藤原 宇太郎
 (3)ア 登記簿記載の住所
 中村市具同1220番地
 イ 氏名
 山崎 浩司
 (4)ア 登記簿記載の住所
 幡多郡津大村津賀673番地
 イ 氏名
 芝 袈裟吉

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 平成10年8月農林水産省告示第1197号
 (2) 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年12月18日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。
 平成24年12月18日（揭示済）
 高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年12月18日	変更前 特定非営利活動法人高知県生活再建支援センターあまやどり	谷脇 和仁 森本 朋之 岡村 啓佐 田中 きよむ 北村 善民	高知市本町四丁目1番37号丸ノ内ビル	この法人は、高知県において、貧困等の社会生活上の困難を抱えている人々（以下利用者）に対し連帯保証提供事業、連帯保証人提供事業等の住まいの確保に関する支援事業及び福祉サービス事業を行い、利用者が社会的に孤立することなく豊かな人間関係とつながりを保ちながら地域で安心して暮せるよう支援を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
	変更後	特定非営利活動法人あまやどり高知	〃	〃

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平24・7・6	9454	○告示	3	右 (4)	<u>次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）</u>	次に掲げる告示
平24・7・27	9460	○告示	4	右 (36)	<u>次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）</u>	次に掲げる告示
平24・8・7	9463	○告示	8	左 (10)	<u>次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）</u>	次に掲げる告示
				中 (41)	<u>次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）</u>	次に掲げる告示
平24・12・14	9500	目次	1	中 (7)	<u>○落札者等の公告</u>	○落札者の公告
		○告示	3	中 (27・28)	<u>川添 良宏</u>	尾崎 英雄